

# 高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画（素案）概要

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景

2020（令和2）年度に第3期の「高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画」を策定し、市民の人権意識の向上に取り組んできたが、令和7年度末をもって計画の終期を迎えることから、国や県計画、社会情勢の変化、本市の現状等を踏まえ「高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画」を策定する。

### 2 計画の位置づけ

- ◆「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を踏まえ策定する。
- ◆最上位計画である総合計画をはじめ、人権施策の推進にかかわる府内関連計画との整合を図る。

### 3 計画の期間

- ◆2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間

### 4 計画策定のプロセス

#### (1) 市民意識調査の実施

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000件	334件	33.4%

#### (2) パブリックコメントの実施

【実施期間】2025（令和7）年  
12月10日(水)～1月9日(金)

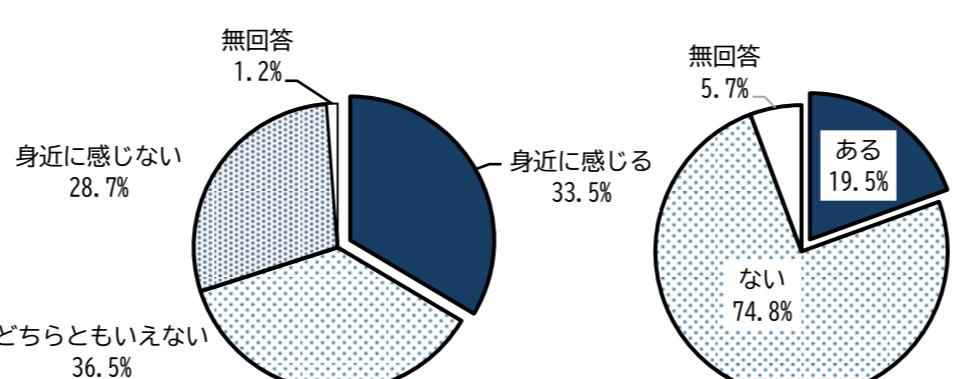
#### 【閲覧場所】

人権推進課、情報公開コーナー、  
高砂市市民サービスコーナー（アスパ高砂）、  
みのり会館、市ホームページ

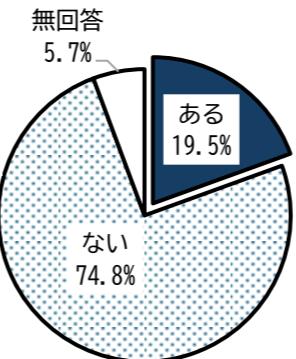
#### 【意見件数】●件

## 第2章 調査結果からみる高砂市の現状（抜粋）

### 1 調査の結果 「人権」の身近さ



### 人権侵害を受けた経験



### 2 高砂市の人権施策における課題

- ①インターネットによる人権侵害をテーマとした教育・啓発が重要
- ②相談窓口の拡充・相談体制のさらなる充実が求められている
- ③より見てもらえる「広報」に取り組むことが重要
- ④人権教育・啓発への取組は、効果的な周知方法の検討とより親しみやすい内容への改善が必要

## 第3章 計画策定の基本的な考え方

### 1 基本理念

個人が尊重し合い、誰もが安心して、  
自分らしく暮らすことができるまち

本市は、年齢、性別、障がい、出身、文化の違いにかかわらず、誰もが安心して自分らしく生き、互いを尊重し合えるまちをめざします。

### 2 基本目標

#### (1) 人権教育

すべての市民が、生涯にわたり人権を学び、理解を深めることができる学習機会を提供することで、人権尊重の心を育んでいきます。

また、幼少期から高齢期まで、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて学べる環境を整え、学校・園、地域など、あらゆる場での学びを促進していきます。

#### (2) 人権啓発

すべての市民が、人権を特別なテーマではなく、日々の暮らしの中にある身近な問題として捉えられるよう、啓発活動を推進し、人権意識の向上に取り組みます。

また、行政、地域、企業等が連携し、多様な人権課題の解消に向けた総合的な推進体制づくりに努めます。

## 第4章 人権教育・啓発に関する横断的な施策の推進

### 1 あらゆる場における人権教育及び啓発

- (1) 家庭
- (2) 学校・園
- (3) 地域
- (4) 企業等

### 2 人権問題と深い関わりを持つ職業従事者に対する人権教育の推進

## 第5章 身近な人権課題

### 1 課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の 人権侵害）

### 2 各人権課題に対する取組

- (1) 女性
- (2) こども
- (3) 高齢者
- (4) 障がいのある人
- (5) 部落差別（同和問題）
- (6) 外国人
- (7) 性的マイノリティの人々
- (8) 犯罪被害者やその家族
- (9) 難病患者、HIV感染者等
- (10) それぞれの人権課題

## 第6章 計画の総合的、効果的な推進

### 1 計画の推進にあたって

### 2 各種連携体制の強化

### 3 計画の評価

高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画

（素案）

発行日予定日：令和8年3月

編集・発行：高砂市福祉部人権推進課